社会福祉法人牛久市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人牛久市社会福祉協議会の定款及び規程に定める役員、 評議員、各種委員等の構成員に対する報酬及び費用弁償等に関して必要な事項を定めるも のとする。

(報酬等)

- 第2条 役員、評議員の報酬は、これを支給しない。
- 2 各種委員等の構成員に対しては、報償費を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 役員、評議員、各種委員等が役員会、評議員会及び各種委員会等、行事及び研修 (但し、自主研修を除く。)に出席したときは、日額1,000円の費用弁償を行う。

(旅費)

- 第4条 役員、評議員、各種委員等が、その職務を遂行するため旅行した場合は、下記の とおり当該条例を準用し、旅費相当額の費用弁償を行う。
  - (1) 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和52年1月20日 条例第2号

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬 等の支給の基準として公表するものとする。

(委任規程)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附則

- この規程は、昭和60年5月15日より施行し、昭和60年4月1日より適用する。
- この規程は、平成7年7月1日より施行し、平成7年7月1日より適用する。
- この規程は、平成15年4月1日より施行し、平成15年4月1日より適用する。
- この規程は、平成28年12月21日より施行する。